

よこて社協だより



横手市社会福祉協議会

新型コロナウイルス 感染予防の徹底を

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、横手市でも感染者が確認されております。このため、県や市では県外などから来られた方々に2週間程度の外出自粛、また不要不急の県外への往来自粛、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの行動を呼びかけています。

本会では、4月7日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染防止について対応しております。当面の間、多数の出席や参加を伴う会議や事業は延期や中止することとしたほか、事務所や事業所では各種感染予防対策を実行しております。

多くの皆さんが地域での会合や高齢者福祉に関わっていることを再認識し、外から持ち込まない・蔓延させない行動を徹底しなければなりません。横手市をはじめ関係機関と連携しながら、迅速に最善の対策を実行し、この非常事態を乗り越えるために行動してまいりますので、地域や関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

地域で活動されている方々より、この緊急事態に対する思いや対応などをお聞きしましたのでご紹介いたします。

横手市老人クラブ連合会会長 成田 浩さん

新型コロナウイルスの流行は私たちにとっては全く迷惑であり、人生にとって経験したことが無い嫌な奴です。健康増進などを目的としたスポーツ大会、生きがいや社会参加などを目的とした健康福祉まつりなど、様々な事業の開催が未定となり、がっかりしていますし、老人クラブ活動に生き甲斐を求めてやって来た方にも大打撃です。

健康で一〇〇才を目指す高齢者も、真剣に密閉・密集・密接を避け、かならず近々この流行病をやっつけようではありませんか。若い人も真剣に取り組んでください。お願いいたします。

ふるさといきいきサロン代表世話人 小原 勝明さん

私の地域のいきいきサロンでは、世話人同士で話し合い、三月から五月までを中止にしました。参加者の多くは地域の高齢の方です。地域の皆さんが集い、楽しくふれあう憩いの場が万が一でもクラスタの場になってはいけないとの思いで、大変苦しい判断をしました。そんな中、参加者の気分転換や健康づくりなどにつながればと、間違い探しや室内体操のプリントの配付を計画しています。

外出などいろいろな制限がかけられている中で、地域のつながりを維持しながら、この状況を乗り越えていきたいと思っています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 生活福祉資金の特例貸付について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による休業や失業などにより収入が減少し、当面の生活費が必要な世帯に、生活福祉資金の「特例貸付」を実施しています。

なお、相談窓口を訪れる方が増加しており、お待たせするケースがあるほか、相談時間が長くなることで感染のリスクも高まることから、できるだけ窓口を訪れる前にお電話いただくようお願いいたします。

生活福祉資金（特例貸付）の概要

● 緊急小口資金 **特例貸付**

- ◆ **対象世帯** 主に休業により収入が減少した世帯
- ◆ **貸付上限額** 10万円以内／ただし、次の場合は20万円以内
…「新型コロナウイルス罹患者」「要介護者」「世帯員が4人以上」「臨時休校等で仕事を休まれた方」「個人事業主等」がいる世帯で、収入の減少により生活費が不足している場合など。
- ◆ **利子** 無利子
- ◆ **据置期間** 貸付日の属する月の翌月から1年以内
- ◆ **返済期間** 据置期間後、2年以内
- ◆ **資金使途** 生活費（運転資金・設備費等は対象外）
- ◆ **連帯保証人** 不要



● 総合支援資金／生活支援費 **特例貸付**

- ◆ **対象世帯** 主に失業により今後の生活再建が必要な世帯が対象
- ◆ **貸付上限額** 2人以上の世帯：月20万円以内／単身世帯：月15万円以内
- ◆ **貸付期間** 原則、3ヵ月以内
- ◆ **利子** 無利子
- ◆ **据置期間** 最終貸付日の属する月の翌月から1年以内
- ◆ **返済期間** 据置期間後、10年以内
- ◆ **資金使途** 生活再建に必要な生活費（運転資金・設備費等は対象外）
- ◆ **連帯保証人** 不要
- ◆ **その他** 生活困窮者の自立相談支援機関（横手市くらしの相談窓口）への相談と継続的な支援を受けることが原則となります。

申請に必要なもの

「申込世帯の確認がとれるもの（運転免許証、健康保険証など）」「印鑑（実印、銀行印など）」「減収や失業等を確認できるもの（給与明細、帳簿書類、離職票など）」など …事前にまたは相談時にご確認ください。

本会ホームページ (<http://www.yokote-shakyo.jp>) でもご確認できます

お問い合わせ・相談

本部地域福祉課（☎36-5377）や横手市くらしの相談窓口（☎32-6101）、
または お住まいの地域の福祉センターまでお願いします。